



# Weekly Report

2006~2007年度  
国際ロータリーのテーマ  
率先しよう  
2006~2007年度  
ウィリアム・ビル・ボイド

創 立:1980年(昭和55年)1月10日  
会 長:遠山 義郎  
幹 事:天野 正明  
会報委員長:稲垣 豊  
例 会 日:毎週木曜日 PM12:30~  
会 場:ヒルトン名古屋  
事 務 局:460-0008  
名古屋市中区栄1丁目33  
ヒルトン名古屋910号  
T E L:052-211-3803  
F A X:052-211-2623  
M A I L:2760nagoya@mizuho.rc.jp  
U R L:http://www.mizuho.rc.jp/

## 第1307回例会

## 世界理解月間

2007年2月15日(木) 晴 第29回

司 会:(松岡道弘会場委員)  
斉 唱:「それこそロータリー」

### 会長挨拶

遠山義郎会長

1947年、台湾国民政党政が台湾住民に血の弾圧を加えた、台湾2・28事件。間もなく60年がたちますが、この事件について台湾人女性・阮美妹(げん・みす)さんが06年9月に来日、06年11月にかけて語りました。「日本人も悲惨な歴史を忘れないで欲しい」と訴えています。複数の日本人が「反乱分子」と名指しをされ、犠牲になった可能性があるためだそうです。



土着の台湾人エリートが標的になった、「2・28事件」でなぜ日本人が狙われても不思議ではなかったのか?その台湾女性は2・28事件に日本人被害者がいる可能性は、終戦直後中国大陸から台湾へ渡ってきた国民党が、日本統治時代に教育を受けた台湾人エリートなどを「反乱分子」として虐殺した事件。犠牲者は推定18,000人~28,000人で、未だに行方不明の人が多く、事件後に敷かれた戒厳令は1987年まで続き「白色テロ」と呼ばれる暗黒政治を生み出した。この事件は中国大陸から来た外省人に対し、台湾本省人の根強い不信を生む原因になりました。阮さんは本省人で父親を失った遺族で、当時日刊紙の社長で、47年3月父親の阮朝日さんは台北市内で5人の男に自宅から連行されて、2度と戻ってこなかったそうです。阮さんは事件から半世紀、国民党が反乱を「首謀」したとして20人の容疑者を挙げた資料を発見、その中に日本人らしき名前が載っていました。「堀内金城」「植崎寅三郎」2人とも「台湾人の反乱を策動した」「日本の地下スパイ網を組織し軍政情報を探り出した容疑」となっていたそうです。太平洋戦争に敗れた日本は台湾領有を放棄したが、その後も日本人の技術者ら7,000人、その家族20,000人が台湾に留まりました。これは、国民党政権が日本人を行政事務のほか鉄道事業や工場経営などの人材として残す「留用」という措置を取ったためです。

歴史小説「台湾処分」の著者、青木茂夫さんは真相解明は言論自由化とともに進み、2,000年国民党に対抗する台湾本土派の民進党が政権を奪って「2・28事件は、当時の最高権力者、蒋介石が起した計画的殺人であった」と断じられるまでになりましたが、08年3月の台湾総統選で国民党が政権をとれば真相解明が進まなくなる!とされています。私の家内は敗戦当時、台北市川端町に住んでいました。1946年4月に蒋介石のおかげで日本に引上げることが出来たと感謝していますが、私としては複雑な気持ちになる2・28事件です。

### 出席報告

宮崎次次出席委員

会員73名 出席49名 (出席計算人数53名)

出席率69.81% 2月 7日は補填により 75.47%

### 幹事報告

天野正明幹事

- ・2月16日から17日に国内友好クラブの札幌手稲RCを4名で表敬訪問してきます。
- ・次週2月22日(木)は臨時クラブフォーラムです。
- ・本日メールボックスに2007~2008年度のロータリー手帳の申込み案内が入っています。お支払いの必要はありませんが、注文部数確認のため、申込みの有無を返信ください。
- ・ロータリー国際囲碁大会が4月13日から15日まで、韓国の大邱市にて開催されます。参加ご希望の方は、事務局へお問い合わせ下さい。参加費は13,000円です。

### 臨時例会変更のお知らせ

名古屋南	2/28(水)	3/7(水)		
名古屋北		3/9(金)		
名古屋東		3/5(月)※	3/12(月)	3/19(月)※
名古屋守山				3/21(水)※
名古屋みなと			3/16(金)	
名古屋東南	2/28(水)		3/14(水)※	3/21(水)※
名古屋中	2/26(月)			
名古屋名東			3/13(火)	3/20(火)※
名古屋名北				3/21(水)※
名古屋千種				3/20(火)※
名古屋栄		3/5(月)◆		3/19(月)※
名古屋名南	2/27(火)◇			3/20(火)※
名古屋名駅				3/21(水)※
名古屋昭和		3/5(月)	3/12(月)	
名古屋西南		3/8(木)		
名古屋東山	3/1(木)		3/15(木)	3/22(木)※
名古屋葵	3/1(木)※			
名古屋空港				3/19(月)※
尾張中央				3/21(水)※
豊山一城北	2/27(火)			

(注) ※は休会・その他理由につきビジター受付はありません。

◆はサイン受付時間が17:00~18:00となります。

◇はサイン受付時間が17:30~18:30となります。

### ニコボックス

宮崎次次ニコボックス委員

- ・誕生日歳を聞かれて口ごもる 守谷 巖樹さん
- ・今月は誕生月です。また一つ増えました。 松井 善則さん
- ・2月13日は誕生日でした。 亀井 直人さん
- ・2月28日は私の誕生日です。 増田 盛英さん
- ・2月18日は妻の誕生日です。 近藤 雄亮さん
- ・長瀬さん、先日はご無理を言いました。おかげでちょっと良いことが有りました。 渡辺喜代彦さん
- ・今月2月11日は結婚記念日でした。 八木沢幹夫さん
- ・2月14日は結婚記念日でした。 長坂 邦雄さん
- ・長い事ホームクラブの欠席が続きました。 西 初彦さん

・2月16日から確定申告が始まります。何かと気ぜわしくなります。体に気を付けましょう。2月23日は長男の誕生日です。

稲葉 徹さん

・子犬(ラブラドル)が一匹やってきました。この3日間家中振り回されています。

岩本 成郎さん

・本日卓話をさせていただきます。

森 恒夫さん

・梅田さん、早くクラブになじんで下さい。

高須 洋志さん

## 委員会・同好会報告

### 遠山堯郎会長

歴代会長会で、代表発起人を嶺木一夫さんをお願いをしております、「熱田神宮・本宮諸建物改修並びに大屋根葺替事業等ご奉賛のお願い」の締め切りが今月28日になっておりますので、ご意志のある方はぜひご参加頂きたいと思っております。

### 委嘱状伝達

2007～08年度第2760地区へRAC委員として出向される高須洋志さんに、遠山会長より委嘱状が伝達されました。



## 卓話

森 恒夫さん

### 「事業承継対策あれこれ」

皆様こんにちは。久しぶりに卓話を致します。このクラブの皆様を拝見しますと、オーナー経営者の方が多く見受けられますので、テーマを「事業承継対策あれこれ」といたしました。昨年5月1日から旧商法が改正され、新しい会社法が施行されることになりました。いろいろな事業承継について今までよりもずっと幅広く考えられる様になりました。一口に「事業承継」といっても様々なことが考えられます。



従来、わが国の相続税の最高税率が70%を超えていた事もあり、事業承継の中心は相続税対策と従来は考えられてきましたが、それだけに目を奪われるのではなく、会社の支配権をめぐる問題が相続税以上に大切であるという会社もあります。事業承継上、適正な経営執行者を選ぶ事、それから出来るだけ経済的負担を少なくして承継する事が一番の根本であると思います。今回の会社法改正により、いろいろな株式が発行できるようになりました。その為に経営権と財産権を分けられる様になりました。優れた経営者には経営権を、その他の人には財産権をという様に承継する事になってきました。

財産権についてお話を致します。毎年100万人の方が亡くなり、そのうち相続税を払われる方は約20%です。その中で3億円以上の相続財産があるのが20%ほどです。その相続税納付額は、わが国の相続税納付額約1兆3,000億の80%、約1兆円にもなるのです。事業承継上、税務対策は欠かす事の出来ない事となる訳です。相続税の話は今までもされてきておりますので、今回は経営権の話をしたと思います。

今回の商法改正は、68年ぶりの大改正で、事業承継対策の選択肢が増えました。今までの商法は商法の下に会社が設立されておりましたが、今回の会社法は中小企業の実態に合わせた法律を作ったという事ですので、使い勝手が良いと言われる訳でございます。皆様方の会社も、譲渡制限を付けている会社が大部分だと思っております。ですがこれは譲渡制限でございまして、相続には及びません。相続ですと会社が好ましくないと思う人にも相続される場合があります。あるいは合併の場合も譲渡制限を付けていても意味がありません。今回の会社法では、会社にとって好ましくない人が相続した場合、その人に株式を売り渡すように請求が出来るようになり、株式の分散を防止する事が出来る様になりました。また、相続人から

株式を買い取る場合もスムーズに進められる様になりました。

株式の種類ですが、いろいろな種類の株式を発行できるようになりました。その中で、議決権制限株式や拒否権付き株式、役員選任権付き株式などを利用する事によって、会社にとって好ましくない株主を排除する事が出来る様になりました。会社法はその他に、株主平等の原則がございしますが、その例外として定款に定める事により、議決権について株主ごとに異なる取扱いをする事が出来る様になりました。

さて、事業承継を考える上で、重要と思われるポイントを少し考えていきたいと思います。ファミリービジネスの特徴は、ファミリーと経営者と株主が同一メンバーであることです。これが事業承継を難しくさせているのであり、うまくいけばとても大きな力となりますが、こじれると大変面倒な事になります。事業承継でまずすべき事は後継者を誰にするかという事です。選択のルールを明確にする事により、その後のファミリーや会社の混乱を避ける事が可能となります。そして後継者へは10年から15年の期間をかけ、慎重に行うべきであり、突然後継者を指名するべきではありません。創業者一族に適当な人材がおらず、それ以外から選任する場合でも、会社の役員の中から、又は外部から招聘するかという問題があります。後継者問題は創業者亡き後の会社の混乱を防ぐためにも、会社存続発展のためにも、創業者が健在のうちに解決しておく問題であります。

ファミリーメンバーの持分について、経営をされる方が株を継承されるのが主ですが、株式を所有していても事業に関与しないファミリーもあり、利害が相反することが多くみられます。新しい商法によりますと、いろいろな株式を発行する事によって、その様な矛盾も解消される様になりました。ファミリー以外の人材を幹部として登用する事もまあある事だと思います。そうしますと報酬と株式の所有が問題となります。所有させる株式の割合及び種類、又はその幹部が退職する時の株式の処分方法などを慎重に決定する必要があります。また、ファミリーメンバーの事業への参加を義務、或いは当然の権利と考えるべきではありません。ファミリーの運営者とビジネスの運営者は必ずしも一致しません。ビジネスの運営者に求められる能力がなければ、ビジネス自体や従業員、取引先などに迷惑がかかる恐れがあります。ですから現在経営者の立場にいる方は、後継者にこういった能力があるのか見極めてから経営を移譲する必要があります。その他に、ファミリービジネスは、会社経営者と会社所有者(株主)とファミリーがクロスオーバーしているため、何か問題が起きた時に、会社の問題か、家族の問題か混同する場合があります。それをきちんと把握して、問題解決を図る必要が有ると思います。

次に財産権の承継についてお話を致します。財産権の承継にはやはり税金対策が重要です。株式対策としては、株式数をいかに減らすかです。株式数を減少させるには贈与、譲渡がありますが、贈与も一定額を超えれば贈与税が課税されますし、譲渡の場合も条件によりますが、見なし配当となる場合や、譲渡所得税が課税される場合があります。もう一つは評価額の引き下げです。普通は原則的評価方法である純資産評価額と、類似業種比準評価額、或いは特例的評価方法である配当還元方式が適用できるかなど調査し、実施する事になります。そして納税対策は同じく重要になってきます。納税資金の確保及び納税方法の検討をする際には、資産の売却、役員の退職金、生命保険金の活用、金庫株の活用などがあり、納税方法には延納、物納の検討などがあります。

非上場会社の場合、納税資金を自社で準備する事となります。従って経営者が亡くなられた場合、会社の財務資金に大きな影響を与える事になり、しかもこの資金負担は、通常予定していない臨時的なもので、オーナーが財産権を承継させる場合、会社にも強い影響があります。財産権の承継はオーナー家族だけの問題ではなく、会社の問題でもあります。ですのできちんと計画を立てていかれるとよいと思います。納税対策の一つとしては、後継者に所得を生み出す様な資産の譲渡を、時間をかけて行う事によって、次世代の財産を形成する様な事を行われるのがよろしいのではないかと思います。

## 今週行事・卓話

2月22日(木)

臨時クラブフォーラム

会員卓話：伊藤 豪さん

テマ：「環境汚染対策(電気メッキ業)」

## 次週行事

2月28日(水)

4RC合同例会：18時～20時

名古屋観光ホテル3階「那古の間」

※3月1日(木)は振替により休会